

# 京都府保健医療計画等に基づく肝炎対策の取組状況

## 1. 対策の方向

分野	計画の内容	平成 28 年度 取組状況
感染予防	<ul style="list-style-type: none"> <li>○若年層を中心とした府民に対し、感染の危険性のある行為について周知するなど、感染予防に必要な知識の普及啓発を推進</li> <li>○妊婦に対するB型肝炎抗原検査の実施と、検査結果が陽性であった妊婦から出生した乳児に対するB型肝炎ワクチン接種の勧奨</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○肝臓週間での啓発（7/29、四条河原町交差点）</li> <li>○ホームページでの情報提供（肝炎情報センター）</li> <li>○リーフレット（知って肝炎）による啓発（保健所窓口等で配布） 京都新聞での記事掲載（7/28発行）</li> <li>○府内各市町村で妊婦健診に合わせB型・C型肝炎ウイルス検査を実施（全市町村）</li> <li>○B型ワクチン定期接種の開始（28年10月）</li> </ul>
肝炎検査	<ul style="list-style-type: none"> <li>○効果的な受検勧奨やより受検しやすい体制の整備等、受検機会拡大に向けた取組を推進</li> <li>○検査を行う保健・医療関係者に対する研修の実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村、保健所、医療機関等における肝炎検査の実施（H27 受検者 12,006 人）</li> <li>○検査実施医療機関の拡充 57 施設（㉞58 施設）</li> <li>○保健所及び検査実施医療機関をホームページに掲載</li> <li>○肝炎検査啓発リーフレットの配付</li> <li>○市町村・保健所職員向け研修の実施（H28.6.10 35名受講） （内容）肝炎の病態、治療法、医療費助成制度、給付金制度 京都府の肝炎対策、肝炎検査の拡大等</li> </ul>
診療体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○適切な医療を提供するため、肝疾患専門医療機関を拡充</li> <li>○肝疾患診療連携拠点病院を中心とした関係医療機関における情報共有及び連携を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○肝疾患専門医療機関 204 施設（H28.11月末現在）</li> <li>○肝疾患拠点病院である府立医大病院・京大病院で協議の上、連携事業を実施（医師向け研修、北部講演会・相談会）</li> </ul>
肝炎の予防及び医療に関する人材の育成	<ul style="list-style-type: none"> <li>○保健所、市町村及び医療機関の担当者等を対象として、肝炎の正しい知識を持ち、相談、コーディネート等が可能な人材を育成するための研修を実施</li> <li>○肝疾患診療連携拠点病院と連携し、肝疾患専門医療機関をはじめ、地域で肝炎治療を行う医師等を対象とした研修を実施</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○市町村・保健所職員向け研修の実施（再掲）（H28.6.10 35名受講）</li> <li>○医師向け研修を実施予定（H29 5月頃予定）</li> <li>○肝炎検査啓発リーフレット及び医療費助成リーフレットの配付</li> </ul>

分野	計画の内容	取組状況
肝炎に関する啓発及び知識の普及等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○肝炎の正しい知識や検査の必要性等を広く周知するため、効果的な方法を検討し、普及啓発活動を推進</li> <li>○肝炎患者への偏見・差別の解消に向け、国の取組等を踏まえた普及啓発を推進</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○肝臓週間での啓発（7/29、四条河原町交差点）</li> <li>○ホームページでの情報提供（肝炎情報センター）</li> <li>○リーフレット（知って肝炎）による啓発（保健所窓口等で配布） 京都新聞での記事掲載（7/28発行）（以上 再掲）</li> <li>○民間企業と連携した取組等を検討</li> </ul>
相談支援体制の強化等	<ul style="list-style-type: none"> <li>○肝炎患者及びその家族に対する情報提供や、府民に対する肝炎の正しい知識の普及啓発を進めるとともに、京都府立医科大学附属病院に肝疾患相談センター（仮称）を設置するなど、肝疾患診療連携拠点病院の相談支援機能の充実と北部地域の相談体制整備を推進</li> <li>○肝炎患者をはじめ、医療関係団体や行政機関など関係者が一体となり、連携して対策を進めるため、新たに肝炎対策協議会を設置</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>○府立医大病院肝疾患相談支援センター（H25.6～H29.1末 252件） ※京大病院肝疾患相談支援センター（H22.4～H29.1末 491件）</li> <li>○府北部で講演会・相談会実施（H28.8.7 サンプラザ万助）</li> <li>○京都府肝炎情報ガイドの作成、関係機関への配布 10,000部作成</li> <li>○肝炎対策協議会第4回会議開催（H29.3.3）</li> </ul>

## 2. 数値目標

項目	計画策定時の数値	施策目標（H29年度）	現状値
肝炎ウイルス検査の個別勧奨実施市町村	15市町村（H23年度）	全市町村	19市町村（H28年度）
北部相談窓口の設置	0（H24年度）	1	0 （北部講演会・相談会を実施） （H28年度 参加者12名）
肝炎に関する知識を持つ人材を育成	52人（H24年度）	200人	226人（H28年度）

## 京都府における肝炎ウイルス検査受検実績

年度	京都府			市町村 (京都市除く)	府・市町村 計	京都市	合計
	保健所	医療機関	府 計	老健法・健増法		老健法・保健所	
H13	385	-	385	-	385	-	385
H14	87	-	87	20,157	20,244	114	20,358
H15	83	-	83	17,330	17,413	6,134	23,547
H16	601	-	601	14,076	14,677	6,620	21,297
H17	91	-	91	13,095	13,186	5,233	18,419
H18	235	-	235	17,235	17,470	6,427	23,897
H19	1,467	171	1,638	8,714	10,352	3,850	14,202
H20	665	142	807	4,125	4,932	2,916	7,848
H21	298	98	396	4,125	4,521	2,336	6,857
H22	217	51	268	4,022	4,290	1,991	6,281
H23	268	86	354	7,759	8,113	2,041	10,154
H24	308	453	761	8,227	8,988	1,977	10,965
H25	375	184	559	8,324	8,883	2,466	11,349
H26	487	454	941	8,321	9,262	3,634	12,896
H27	380	276	656	8,586	9,242	2,764	12,006
計	5,947	1,915	7,862	144,096	151,958	48,503	200,461

※数字はB型又はC型ウイルス検査を受検した実人数

※京都市の数字は、H18年度分まで老健法に基づく検診と保健所検査(京北病院含む)の合算、  
H19以降は保健所検査(同)のもの

※平成23年度から、40歳以上5歳刻みの者に個別勧奨した場合に、自己負担相当額を国が全額  
負担する「個別勧奨メニュー」が追加

## 平成27年度 肝炎ウイルス検査件数について

### 保健所検査分

	検査件数		陽性者数	
	B型	C型	B型	C型
乙訓	47	48	0	0
山城北	124	124	4	0
綴喜分室	28	26	1	0
山城南	25	25	0	0
南丹	37	35	0	0
中丹西	63	61	3	1
中丹東	33	33	0	1
丹後	23	23	0	2
合計	380	375	8	4

### 委託医療機関分

	医療機関数	検査件数	陽性者数	
			B型	C型
乙訓	5	17	0	0
山城北	19	41	3	2
山城南	11	118	0	1
南丹	5	83	2	1
中丹	11	16	2	1
丹後	6	1	0	0
合計	57	276	7	5

### 健康増進事業・市町村独自事業

40歳検診					
受診者数				陽性者数	
B型+C型	B型のみ	C型のみ	計	B型	C型
1,664	1	1	1,666	2	2
40歳検診以外					
受診者数				陽性者数	
B型+C型	B型のみ	C型のみ	計	B型	C型
7,405	1	11	7,417	34	18

\* 受検者数には市町村独自事業を実施する綾部市分を含む。

## 肝疾患相談支援センターにおける相談体制について

京都府では、肝炎患者やその家族をはじめ、肝疾患に関する不安や疑問を持つ方からの相談に対応し、精神的負担の軽減や適切な肝炎医療の提供を図るため、京都府立医科大学附属病院及び京都大学医学部附属病院に肝疾患相談センターを設置しており、無料で患者やご家族の相談をお受けしています。

### 記

#### 1 相談センターの概要

- 肝疾患に関する相談員を配置。専門医と連絡しながら電話相談や面談を実施。
- 患者及び家族からの相談や質問のほか、医療機関等からの相談にも対応。肝疾患に関する情報提供を行う（無料。ただし相談センターの電話代は負担必要）。

#### 例えばこんな相談に対応しています

肝炎ウイルス検査を受けるには・・・	どこを受診すればいいの・・・
病気の悩みや不安・・・	治療内容がよく分からない・・・
日常生活で注意することは・・・	医療費助成制度を受けるには・・・

#### 2 窓口開設時間、連絡先電話番号等

	開設日 (※)	開設時間
府立医大病院肝疾患相談センター 075-251-5171	毎週 火・木曜日	10～12時、13～16時
	毎週 水曜日	13～16時
京大病院肝疾患相談センター 075-751-4701	毎週 月・水・金曜日	10～12時

※ 両大学病院が連携し、毎週月～金まで毎日対応

※ 祝日及び12月29日から1月3日を除く

## 京大病院では 肝疾患についての相談をおこなっています

京都大学医学部附属病院では肝疾患相談センターを設置し、肝疾患についての相談を受け付けています。

適切な治療法は、患者さんひとりひとりの病状によって異なりますので、血液検査や画像検査などを行った上で専門医と相談して治療法を選択することが望ましいと考えます。

そのため、電話相談をまずお受けし、適切な専門医へのご紹介を行っています。

まずはお電話にてご連絡の上、ご相談ください。



京都大学医学部附属病院 肝疾患相談センター

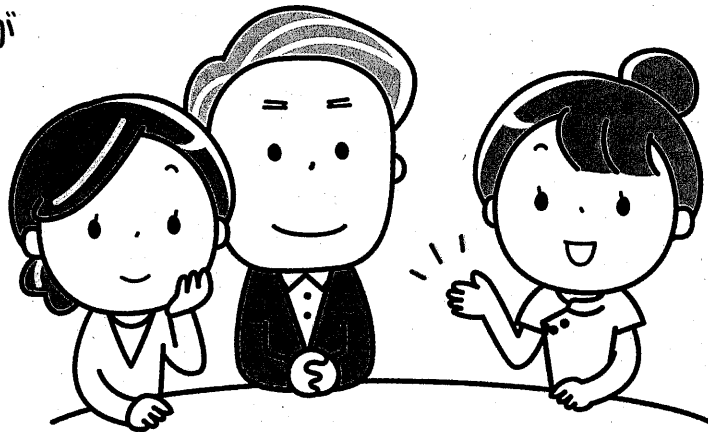
☎ 075-751-4701 (相談無料)

毎週月曜日・水曜日・金曜日 午前10時から12時まで  
(当院休診日は除く)

# 肝疾患相談センター

病気のことが  
よく分からない…

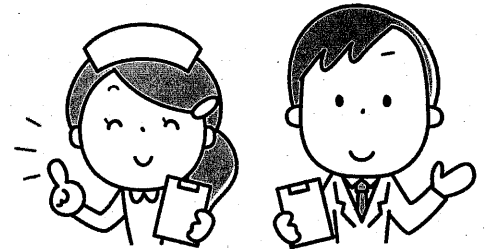
医療費のことが  
心配…



どこで受診  
すればいいの…

京都府立医科大学附属病院では、肝炎患者やその家族をはじめ、肝疾患に関する不安や疑問を持つ方からの様々なご相談をお受けする「肝疾患相談センター」を開設しています。

本院消化器内科の担当者が相談に応じ、患者や家族等の皆様の精神的負担の軽減を図ります。(相談無料)



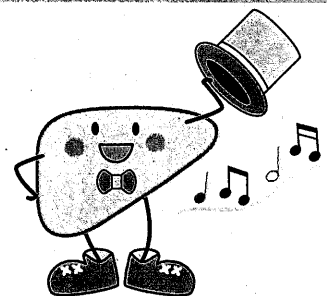
- ・ 本院消化器内科の担当者が対応します
- ・ ご家族もご利用いただけます



075-251-5171

(肝疾患相談センター直通)

お気軽にお電話ください



# 肝疾患相談センターのご案内

■ 相談窓口 肝疾患相談センター  
(京都府立医科大学附属病院消化器内科内)

■ 電話番号 075-251-5171 (直通)

■ 受付時間 毎週 火・木曜日 午前10時～12時, 午後1時～4時  
毎週 水曜日 午後1時～4時  
※祝日及び年末年始(12月29日～1月3日)を除く



■ 相談方法 電話もしくは面談

※面談は、事前に電話相談のうえ日時を決定します

ウィルス検査や医療費のご相談は、  
以下の機関でもご相談等していただけます。



## 京都府庁

京都府 健康福祉部 健康対策課 075-414-4766

## 京都府保健所

乙訓保健所	075-933-1153	向日市・長岡京市・大山崎町
山城北保健所	0774-21-2191	宇治市・城陽市・八幡市・京田辺市
山城北綴喜分室	0774-63-5745	久御山町・井手町・宇治田原町
山城南保健所	0774-72-0981	木津川市・笠置町・和束町・精華町・南山城村
南丹保健所	0771-62-4751	亀岡市・南丹市・京丹波町
中丹西保健所	0773-22-6381	福知山市
中丹東保健所	0773-75-0806	舞鶴市・綾部市
丹後保健所	0772-62-4312	宮津市・京丹後市・与謝野町・伊根町

## 京都市保健センター

北保健センター	075-432-1438	上京保健センター	075-441-2872
左京保健センター	075-702-1219	中京保健センター	075-812-2594
東山保健センター	075-561-9128	山科保健センター	075-592-3477
下京保健センター	075-371-7292	南保健センター	075-681-3573
右京保健センター	075-861-2177	西京保健センター	075-392-5690
西京保健センター 洛西支所	075-332-9348	伏見保健センター	075-611-1162
伏見保健センター 深草支所	075-642-3879	伏見保健センター 醍醐支所	075-571-6748



ホーム > 健康・福祉・人権 > 健康・医療 > 京都府の健康対策 > 日本肝炎デー及び肝臓週間について

ツイート

いいね! 1

## 日本肝炎デー及び肝臓週間について

### 日本肝炎デー及び肝臓週間

世界保健機関(WHO)では、2010年に世界的レベルでのウイルス性肝炎のまん延防止と患者・感染者に対する差別・偏見の解消や感染予防の推進を図ることを目的として、7月28日を世界肝炎デーと定め、肝炎に関する啓発活動等の実施を提唱しました。

我が国でも平成24年度から同日を日本肝炎デーと定め、この日を含む1週間を肝臓週間として、肝炎に関する集中的な普及啓発を行うこととされています。

#### 街頭啓発活動を実施しました！


肝炎ウイルス検査の必要性を知っていただき、ひとりでも多くの方に検査を受けていただくよう、京都肝炎友の会、京都市と協働し、街頭啓発を実施しました。

- 日時 平成28年7月29日(金曜日)12時15分～12時45分
- 場所 四条河原町交差点付近

京都肝炎友の会の皆さんに御協力いただき、肝炎ウイルス検査についての街頭インタビューを行い、京都府広報監まゆまるとポケットティッシュなどの啓発資材を配布しました。



平成28年7月28日 京都新聞



# 肝炎ウイルス検査はお済みですか？

一生に一度は  
肝炎ウイルス検査を  
受けましょう

B型・C型肝炎ウイルスの患者・感染者は、合わせて300万人を超すと推定され、国内最大級の感染症といわれていますが、自覚症状が出る頃には重症になっているケースが多くあります。京都府では、肝炎ウイルスの無料検査を各府保健所及び京都府が委託する医療機関で実施しています。まだ受けたことがない方は、肝炎ウイルス検査を受けましょう。

京都府の  
無料検査

肝炎ウイルス検査が受けられるところ	検査費用等	事前予約の有無
京都府各保健所	無料・匿名	要予約
京都府が委託する医療機関*	無料	医療機関で異なります

\*京都府が委託する医療機関は、京都府ホームページで確認いただけます。  
<http://www.pref.kyoto.jp/kentai/documents/kannenkensaitaku.pdf>

京都府の肝炎対策

検索

「肝炎患者さんのための  
京都府北部講演会・相談会」  
を開催します。

日 時／平成28年8月7日(日)  
14時～16時30分

場 所／サンプラザ万助(福知山市)

参加費／無料

参加申込みは健康対策課まで

問い合わせ先／京都府健康対策課 京都市上京区下立売通新町西入敷ノ内町 TEL.075(414)4766

## 平成 29 年度当初予算案主要事項説明

健康福祉部

事業名	肝炎対策費		
予算額	389,134千円	新規・継続の別	継続
事業内容 目的 対象 方法等	<p>1 趣 旨</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ ウイルス性肝炎（B型・C型）を早期に発見するため、検査体制を強化</li> <li>○ ウイルス性肝炎治療に効果が高いインターフェロンフリー及びインターフェロン治療等に係る医療費を助成することにより、早期治療、肝がんを予防</li> </ul> <p>2 事業概要</p> <p><u>(1) 肝炎医療費助成事業 (367,624千円)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ B型及びC型ウイルス肝炎のインターフェロンフリー及びインターフェロン治療等に係る医療費の助成</li> </ul> <p><u>(2) ウイルス性肝炎患者の重症化予防推進事業 (3,078千円)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 肝炎ウイルス検査陽性者に対する受診勧奨、初回精密検査費用等の助成</li> </ul> <p><u>(3) 肝炎検査 (9,857千円)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 保健所、医療機関における肝炎無料検査の実施や、職域における肝炎ウイルス検査の促進</li> </ul> <p><u>(4) 肝疾患相談センターの運営 (8,000千円)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 肝炎に関する相談支援体制の充実</li> </ul> <p><u>(5) 肝炎対策協議会の開催及び普及啓発事業 (575千円)</u></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○ 肝炎対策の充実に係る協議会の開催及び肝炎検査・治療に係る普及啓発の実施</li> </ul>		
担当課・担当名	健康対策課 がん対策担当	課・担当 電話番号	075-414-4739

肝 炎 治 療 受 給 者 証 審 査 件 数

(平成29年1月申請分まで)

	インターフェロン									インターフェロンフリー											再治療	小計	核酸アナログ製剤 B型	合計		合計		
	B型	B型 2回目	C型 肝炎	C型 2回目	C型 肝硬変	C型 肝硬変 2回目	C型 3剤併用 (ソラフェニブ)	C型 3剤併用 (ソラフェニブ) ハコル	小計	C型肝炎				C型肝炎硬変				合計	B型・更新 (4月1日～分)	B型・更新 (4月1日～分)								
										セロタイプ1				セロタイプ2		セロタイプ1								セロタイプ2				
										ダダラタスビル アズナプレビル	ハーボニー	ヴィキラックス	エレルサグ ランナ	ソバルディ	ヴィキラックス	ダダラタスビル アズナプレビル	ハーボニー							ヴィキラックス	エレルサグ ランナ		ソバルディ	
20年度計	19		949		3				971															971			971	
21年度計	26		572		7				605															605			605	
22年度計	15		588	33	9	3			648														581	1,229			1,229	
23年度計	10	1	277	26	12	6	26		358														200	558	213	374	1,145	
24年度計	29	4	210	4	24	3	135		409														163	572	371	377	1,320	
25年度計	15	1	115		25	5	27	171	359														166	525	469	366	1,360	
26年度計	15	0	97	5	7	1	0	255	380	364						139								503	1,049	609	358	2,016
27年度計	6	0	11	0	0	0	0	20	37	381	938	53		487		99	87	9		97	11	2,162	184	2,383	20	990	3,393	
28年度																												
4月審査	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	63	30		35		0	15	4		3	2	152	16	169	75	0	244	
5月審査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	1	61	28		31		0	12	4		3	6	146	10	156	36	0	192	
6月審査	2	0	0	0	0	0	0	0	2	2	38	18		15		0	8	2		2	2	87	7	96	52	0	148	
7月審査	0	0	0	0	0	0	1	1	1	2	48	21		31		0	5	2		4	1	114	11	126	85	0	211	
8月審査	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	48	18		28		0	6	3		1	1	106	12	119	120	0	239	
9月審査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	28	12		22		0	1	1		0	3	67	14	81	84	0	165	
10月審査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	3	27	10		26		0	3	0		2	2	73	14	87	61	0	148	
11月審査	0	0	0	0	0	0	0	0	0	2	27	9	0	20	2	0	2	0	0	2	1	65	18	83	52	0	135	
12月審査	1	0	0	0	0	0	0	0	1	1	39	14	3	32	1	0	3	0	1	2	0	96	16	113	52	18	183	
1月審査	1	0	0	0	0	0	0	0	1	0	21	9	13	17	2	0	4	3	2	1	3	75	10	86	2	194	282	
年度計	6	0	0	0	0	0	1	7	7	12	400	169	16	257	5	0	59	19	3	20	21	981	128	1,116	619	212	1,947	
累 計	141	6	2,819	68	87	18	188	447	3,774	757	1,338	222	16	744	5	238	146	28	3	117	32	3,646	1,588	9,008	2,301	2,677	13,986	

## 肝炎治療に対する医療費助成の対象拡大等について

### 1 京都府肝炎治療特別促進事業実施要綱の改正点

- B型肝炎核酸アナログ製剤治療の更新にかかる診断書以外の添付書類について
- 要綱改正：平成28年5月6日（平成28年4月1日から適用）

#### 第8① 肝炎治療受給者認定に係る診断書（別記第4号様式）

ただし、肝炎治療受給者証（核酸アナログ製剤治療）の交付申請（更新）の場合、医師の診断書に代わって、直近の認定・更新時以降に行われた検査内容及び治療内容が分かる資料を添えることができるものとする。

##### 【診断書以外の場合】

##### (a) 下記の検査内容が分かる資料

1. B型肝炎ウイルスマーカー HBV-DNA 定量
2. 血液検査（AST (GOT)、ALT (GPT)、血小板数 (PLT)）

##### (b) 受けている治療内容が分かる資料

※下記の成分の薬が処方されていることが必要

1. エンテカビル
2. ラミブジン
3. アデホビル
4. テノホビル

(a) の例；検査結果報告書の写し、検診・人間ドックの結果の写し等

(b) の例；お薬手帳の写し、薬剤情報提供書の写し等

※直近の認定・更新時以降の日付で発行されたものであること

### 2 インターフェロンフリー治療薬について

#### ○28. 10/24 通知

「ヴィキラックス配合錠及びレベトールカプセル併用療法の取扱いについて」

\*ジェノタイプII型のC型慢性肝疾患に適用（保険適用日：平成28年9月28日）

#### ○28. 12/21 通知

エルバスビル及びグラゾプレビル併用療法の取扱いについて

\*ジェノタイプI型のC型慢性肝疾患に適用（保険適用日：平成28年11月18日）

#### ○29. 3/1 通知

ジメンシー配合錠（及びベムリディ錠）の取扱いについて

\*ジェノタイプI型のC型慢性肝疾患に適用（保険適用日：平成29年2月15日）

### 3 核酸アナログ製剤治療について

#### ○29. 3/1 通知

（ジメンシー配合錠及び）ベムリディ錠の取扱いについて

\*B型慢性肝疾患に適用（保険適用日：平成29年2月15日）

\*上記2、3の治療に対する肝炎治療受給者証の交付申請については、平成29年3月31日までに申請のあったものについて、保険適用日まで遡及可能とする。

#### <参考：平成27年度追加薬剤>

- ・『ソホスビル及びリバビリン併用療法』  
\*ジェノタイプII型のC型慢性肝疾患に適用（保険適用日：平成27年5月20日）
- ・『レジバスビル/ソホスビル配合錠』  
\*ジェノタイプI型のC型慢性肝疾患に適用（保険適用日：平成27年8月31日）
- ・『オムビタスビル水和物・パリタプレビル水和物・リトナビル配合剤』  
\*ジェノタイプI型のC型慢性肝疾患に適用（保険適用日：平成27年11月26日）

8 健対第 1 2 9 4 号  
平成 2 8 年 1 0 月 2 4 日

京都府肝疾患専門医療機関の長 様

京都府健康福祉部健康対策課長  
(公 印 省 略)

肝炎治療特別促進事業におけるヴィキラックス配合錠及びレベトール  
カプセル併用療法の取扱いについて

平素は、京都府の健康福祉行政の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 28 年 9 月 28 日付け事務連絡で厚生労働省から、同日付けで薬事承認・保険適用となったヴィキラックス配合錠（一般名：オムビタスビル水和物・パリタプレビル水和物・リトナビル配合錠）及びレベトールカプセル 200mg（一般名：リバビリン）の取扱いについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、本剤に対する本府の医療費助成の取扱いについて、下記事項に留意いただきますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 セログループ 2（ジェノタイプ 2）の C 型慢性肝炎に対するヴィキラックス配合錠及びレベトールカプセル併用療法を京都府肝炎治療特別促進事業における医療費助成の対象とする。
- 2 当該療法での注意点として、適用は慢性肝炎まで、投与期間は 16 週間で、併用可能なリバビリン製剤もレベトールカプセルのみとする。
- 3 上記治療に対する肝炎治療受給者証の交付申請については、平成 29 年 3 月 31 日までに申請のあったものについて、平成 28 年 9 月 28 日（保険適用日）まで遡及可能とする。

担当 健康対策課がん対策担当 寺島  
電話 075-414-4766  
FAX 075-431-3970  
E-mail y-terashima83@pref.kyoto.lg.jp

8 健対第 1 5 1 3 号  
平成 2 8 年 1 2 月 2 1 日

京都府肝疾患専門医療機関の長 様

京都府健康福祉部健康対策課長  
(公 印 省 略)

肝炎治療特別促進事業におけるエルバスビル及びグラゾプレビル  
併用療法の取扱いについて

平素は、京都府の健康福祉行政の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。  
さて、平成 28 年 11 月 18 日付け事務連絡で厚生労働省から、同日付けで保険適用とな  
ったエレルサ錠（一般名：エルバスビル）及びグラジナ錠（一般名：グラゾプレビル水和  
物）の取扱いについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。  
つきましては、本剤に対する本府の医療費助成の取扱いについて、下記事項に留意いた  
だきますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 C 型慢性肝疾患に対するインターフェロンフリー治療として、エルバスビル及びグラ  
ゾプレビル併用療法を京都府肝炎治療特別促進事業における医療費助成の対象とする。
- 2 上記治療に対する肝炎治療受給者証の交付申請については、平成 29 年 3 月 31 日まで  
に申請のあったものについて、平成 28 年 11 月 18 日（保険適用日）まで遡及可能と  
する。

担当	健康対策課がん対策担当 寺島
電話	075-414-4766
FAX	075-431-3970
E-mail	y-terashima83@pref.kyoto.lg.jp

京都府肝疾患専門医療機関の長 様

京都府健康福祉部健康対策課長  
(公 印 省 略)

肝炎治療特別促進事業におけるジメンシー配合錠及びベムリディ錠の  
取扱いについて

平素は、京都府の健康福祉行政の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。

さて、平成 29 年 2 月 15 日付け事務連絡で厚生労働省から、同日付けで薬事承認・保険適用となった C 型慢性肝疾患に対するインターフェロンフリー治療薬であるジメンシー配合錠（一般名：ダクラタスビル塩酸塩・アスナプレビル・ベクラブビル塩酸塩配合錠）及び B 型慢性肝疾患に対する核酸アナログ製剤であるベムリディ錠（一般名：テノホビルアラフェナミドフマル酸塩錠）の取扱いについて、別添のとおり通知がありましたので、お知らせします。

つきましては、本剤に対する本府の医療費助成の取扱いについて、下記事項に留意いただきますようよろしくお願いいたします。

記

- 1 セログループ 1（ジェノタイプ 1）の C 型慢性肝疾患に対するジメンシー配合錠を京都府肝炎治療特別促進事業における医療費助成の対象とする。
- 2 B 型慢性肝疾患に対するベムリディ錠を京都府肝炎治療特別促進事業における医療費助成の対象とする。
- 3 上記治療に対する肝炎治療受給者証の交付申請については、平成 29 年 3 月 31 日までに申請のあったものについて、平成 29 年 2 月 15 日（保険適用日）まで遡及可能とする。

※上記変更に係る京都府肝炎治療特別促進事業実施要綱の改正はありません。

担当	健康対策課がん対策担当 寺島
電話	075-414-4766
FAX	075-431-3970
E-mail	y-terashima83@pref.kyoto.lg.jp

9 健 対 第 9 8 号  
平成 2 9 年 1 月 2 7 日

京都府肝炎医療費助成受給者 様  
(C型肝炎治療薬「ハーボニー配合錠」を服用の方)

京都府健康福祉部健康対策課長  
(公 印 省 略)

C型肝炎治療薬「ハーボニー配合錠」の偽造品への対応について

平素は、京都府の健康福祉行政の推進に御協力いただき、厚くお礼申し上げます。  
今般、C型肝炎治療薬の偽造医薬品が流通し、調剤された事例が認められたことを受けまして、下記の御確認をよろしくお願いいたします。

記

(現在服用されている方)

- 医療機関や薬局でハーボニー配合錠を受け取られた時点で、ボトルの中にお薬が 28 錠封入されていたか、その錠剤の形状が、ひし形で、錠剤の表面には「GSI」、その反対側には「7985」の刻印があり、色がだいたい色であることを御確認ください。
- 御自身でボトルを開封された場合には、ボトル口部にアルミシールがされていたか御確認ください。また、指では容易に剥がせなかったことを御確認ください。

上記の点に関しまして、不自然な点がみられた場合には、速やかに調剤された医療機関や薬局までお問い合わせください。

また、御自身の判断で服薬を中止することはおやめいただきますようお願いいたします。

(服用を既に完了された方)

- 添付資料 1 の錠剤の写真から、ご自身が内服されたものと著しく異なる場合は、医療機関や薬局の薬剤師の先生にお問い合わせいただきますようお願いいたします。

担当 健康対策課がん対策担当  
電話 075-414-4766  
FAX 075-431-3970



## ウイルス性肝炎患者等の重症化予防推進事業について

### 1 事業の内容

#### (1) 肝炎ウイルス検査

- ・ 府保健所における無料肝炎ウイルス検査
- ・ 府委託医療機関における無料肝炎ウイルス検査

#### (2) 陽性者フォローアップ事業（初回精密検査・定期検査費用助成事業等）

- ・ 府又は市町村の実施する肝炎ウイルス検査で陽性と判断された後、初めて京都府肝疾患専門医療機関で受ける精密検査（初回精密検査）費用の助成
- ・ 初回の精密検査を受けた後、若しくはインターフェロン治療等の肝炎治療終了後に定期的に受ける検査（定期検査）費用の助成

#### (3) 助成回数

初回精密検査 1回、定期検査 年2回

#### (4) 自己負担額

初回精密検査 無料

定期検査

- ・ 住民税非課税世帯：無料
- ・ 市町村民税（所得割）課税年額が 235,000 円未満の世帯に属する者  
慢性肝炎 3,000円、肝硬変 6,000円  
\*平成 29 年度は慢性肝炎は 2,000 円、肝硬変は 3,000 円に改正予定

### 2 平成 27 年度事業の実施状況（平成 27 年 4 月より事業開始）

#### (1) 肝炎ウイルス検査実績

保健所検査 B型：380件、C型：375件

委託医療機関検査 276件

\*28年度（28年12月現在：保健所 193件、委託医療機関 214件）

#### (2) 精密検査費用助成実績

初回精密検査 24件

定期検査 1件

\*28年度（28年12月現在：初回精密検査 19件、定期検査 1件）

### 3 事業周知方法

- 要領・チラシ等を拠点病院、専門医療機関、肝炎検査委託機関、市町村、保健所各医療関係団体、保険関係団体に配付
- 京都府ホームページに掲載

## 初回精密検査費用・定期検査費用助成のご案内

京都府では、初回精密検査及び定期検査の医療費の自己負担分を助成しています。

[対象]

- ・初回精密検査: 府又は市町村が行う肝炎ウイルス検査の結果が陽性であった方
- ・定期検査: 住民税非課税世帯に属する方又は市町村民税(所得割)課税年額が235,000円未満の世帯に属する方の肝炎ウイルスによる慢性肝炎・肝硬変・肝がんで療養中の方

	初回の精密検査	定期検査
対象検査	府又は市町村の行う肝炎ウイルス検査で陽性と判定された後、初めて医療機関で受ける精密検査	初回の精密検査を受けた後、もしくはインターフェロン等の肝炎治療終了後に定期的に受ける検査
対象者	京都府に住所を有し、以下の全ての要件に該当する方  (1) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者及び高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者 (2) 1年以内に府または市町村が実施した肝炎ウイルス検診において陽性と判定された者 (3) 府又は市町村の行うフォローアップ(※)に同意した者	京都府に住所を有し、住民税非課税世帯に属する方又は市町村民税(所得割)課税年額が235,000円未満の世帯に属する方で、以下の全ての要件に該当する方  (1) 医療保険各法の規定による被保険者又は被扶養者並びに高齢者の医療の確保に関する法律の規定による被保険者 (2) 肝炎ウイルスの感染を原因とする慢性肝炎、肝硬変及び肝がん患者(治療後の経過観察を含む) (3) 府又は市町村の行うフォローアップ(※)に同意した者 (4) 肝炎治療特別促進事業の受給者証の交付を現在受けていない者
受 検 医療機関	京都府が指定する「京都府肝疾患専門医療機関」で検査を受けた場合のみ検査費用助成対象となります。他の医療機関で検査を受けられた場合は対象となりませんので、ご注意ください。  * 京都府肝疾患専門医療機関一覧は京都府ホームページで確認いただけます。	
助成対象	初診料(再診料)、ウイルス疾患指導料及び下記の検査に関連する費用として府が認めた費用  ただし、医師が真に必要と判断したものに限り。 血液形態・機能検査、出血・凝固検査、血液化学検査、腫瘍マーカー、肝炎ウイルス関連検査、微生物核酸同定・定量検査、超音波検査	初診料(再診料)、ウイルス疾患指導料及び左記の検査に関連する費用として府が認めた費用ただし、医師が真に必要と判断したものに限り。なお、肝硬変・肝がん(治療後の経過観察を含む)の場合は、超音波検査に代えてCT撮影又はMRI撮影を対象とすることができる(造影剤を使用した場合も対象)。
助成回数	1回	年2回

※フォローアップとは

肝炎検査の結果、陽性であった方が確実に医療に繋がるよう京都府又は市町村から医療機関の受診状況等の確認を行うことです。

年1回程度、調査票を送付し、受診状況等を確認します。

検査費用の助成を受けるためには、フォローアップ事業への参加が必須条件となっています。

注) 助成費用の振り込みまで、請求してから概ね2箇月かかります。

京都府保健医療計画

平成25年3月  
京都府

# 目次

## 第1部 総論

第1章	計画策定の趣旨	P. 1
第2章	計画の性格と期間	P. 2
第3章	計画の基本方向	P. 3
第4章	医療圏の設定	P. 5
第5章	基準病床数	P. 7

## 第2部 各論

第1章	地域の保健医療を支える人材の育成・基盤の整備	
1	保健医療従事者の確保・養成	P. 9
2	リハビリテーション体制の整備	P. 16
第2章	患者本位の安心・安全な医療体制の確立	
1	医療の安全確保と質の向上	P. 19
2	小児医療	P. 22
3	周産期医療	P. 24
4	救急医療	P. 28
5	災害医療	P. 32
6	へき地医療	P. 36
7	在宅医療	P. 39
8	医薬品等の安全確保と医薬分業の推進	P. 44
第3章	健康づくりから医療、介護まで切れ目のない保健医療サービスの提供	
1	健康づくりの推進	P. 46
(1)	生活習慣の改善	P. 46
(2)	歯科保健対策	P. 56
(3)	母子保健対策	P. 59
(4)	青少年期の保健対策	P. 60
2	5疾病に係る対策	P. 61
(1)	がん	P. 61
(2)	脳卒中	P. 68
(3)	急性心筋梗塞	P. 75
(4)	糖尿病	P. 81
(5)	精神疾患	P. 85
I.	精神疾患	P. 85
II.	認知症	P. 93
3	様々な疾病や障害に係る対策の推進	P. 97
(1)	発達障害、高次脳機能障害対策	P. 97
(2)	難病、原爆被爆者、移植対策等(アレルギー、アスベスト)	P. 99
(3)	肝炎対策	P. 103
(4)	感染症対策	P. 105
(5)	健康危機管理	P. 107

## 第3部 計画の推進

第1章	計画の推進体制	P. 109
第2章	評価の実施	P. 110
第3章	計画に関する情報の提供	P. 111

### (3) 肝炎対策

#### 現状と課題

- 我が国における肝炎ウイルスの持続感染者は、B型が110万人～140万人、C型が190万人～230万人と推定されていますが、感染に気づいていない人が多く存在すると考えられています。
- 肝炎（B型及びC型肝炎をいう。以下同じ。）は、症状が出ないこともありますが、放置すると肝硬変や肝がんに進行するおそれがあります。しかし、ウイルスを排除したり、増殖を抑制したりするなどの治療により、疾病の完治及び病状の進行を抑えることができるため、肝炎ウイルスへの感染の有無を早期に確認し、感染している場合、肝硬変や肝がんに進行する前に適切な治療を受けることが重要です。
- 肝炎対策の基本的な考え方
  - ・ 肝炎ウイルスへの感染の有無を調べるには、検査を受検する必要があります。全ての府民が少なくとも1回は肝炎ウイルス検査を早期に受検し、陽性の場合は速やかに治療することが重要です。また、新たな感染を予防するための取組が必要です。
  - ・ 検査や治療の必要性をはじめ、病態や感染経路など、肝炎に関する正しい知識の一層の普及啓発に努める必要があります。
  - ・ 肝炎対策の推進に当たっては、平成23年5月に国が策定した肝炎対策の推進に関する基本的な指針との整合を図りつつ、肝炎患者をはじめ、医療関係団体や行政機関などの関係者が一体となって総合的な取組を一層推進する必要があります。
- 感染予防
  - ・ 若年層の感染予防対策として、ピアスの穴あけや入れ墨を入れるなど、血液の付着する器具の共有を伴う行為及び性行為等、肝炎の感染経路等についての正しい知識の普及啓発が重要です。
  - ・ 母子感染対策では、妊婦健康診査によるB型肝炎抗原検査などの取組を実施しており、引き続き対策を進める必要があります。
- 検査実施体制
  - ・ 保健所、委託医療機関や市町村において肝炎ウイルス検査を実施していますが、国の調査では、検査を受けたことがあると回答した人が3割に満たない状況であり、検査の重要性について十分な周知を図る必要があります。また、受検しやすい体制の整備も求められています。
  - ・ 受検者一人ひとりが結果を正しく認識できるよう、検査結果を適切に説明する必要があります。また、感染予防のための知識の周知や、陽性であった場合の適切な医療機関の受診勧奨など、検査後の対応について助言を行うことが効果的です。
- 医療提供体制
  - ・ 全ての肝炎患者が適切な治療を継続して受けられるよう、医療体制を整備する必要があります。
  - ・ インターフェロン治療等の肝炎医療費助成を引き続き実施するほか、治療が必要な人に対し、肝炎医療に係る諸制度について情報提供することが必要です。
- 予防及び医療に関する人材の育成
  - ・ 保健所及び市町村における助言・相談機能を充実するため、肝炎に関する基礎的な知識の普及啓発や受検者の相談に対応できる人材の育成に努める必要があります。
  - ・ 医療の進歩は目覚ましいことから、肝炎医療に関する最新の知見を医療関係者に周知することは、肝炎患者に対する病態等の説明や治療方針決定の上で非常に重要であると考えられます。
- 啓発及び知識の普及等

- ・国の調査によると、肝炎に関する情報や知識、行政の普及啓発活動等は国民に十分に浸透していないと考えられ、より効果的な普及啓発活動の実施が求められています。
  - ・肝炎患者が安心して生活、就労できる環境づくりを進めるため、事業主を含め、全ての府民が肝炎の正しい知識を持つことが必要です。
- その他肝炎対策の推進
- ・肝炎患者が肝炎医療を受けながら、QOLの向上を図ることができるよう、精神面でのサポートなど相談支援体制の充実が必要です。
  - ・肝炎患者や肝炎から進行した肝硬変及び肝がん患者の不安を軽減するため、がん対策と連携した取組の推進等が求められています。
  - ・取組の推進に当たっては、定期的に調査及び評価を行うなど、肝炎をめぐる状況の変化を的確に捉え、必要に応じて見直しを行いながら対策を進める必要があります。

## 対策の方向

### ポイント

#### ★感染予防

- ・若年層を中心とした府民に対し、感染の危険性のある行為について周知するなど、感染予防に必要な知識の普及啓発を推進
- ・妊婦に対するB型肝炎抗原検査の実施と、検査結果が陽性であった妊婦から出生した乳児に対するB型肝炎ワクチン接種の勧奨

#### ★肝炎検査

- ・効果的な受検勧奨やより受検しやすい体制の整備等、受検機会拡大に向けた取組を推進
- ・検査を行う保健・医療関係者に対する研修の実施

#### ★診療体制

- ・適切な医療を提供するため、肝疾患専門医療機関を拡充
- ・肝疾患診療連携拠点病院を中心とした関係医療機関における情報共有及び連携を推進

#### ★肝炎の予防及び医療に関する人材の育成

- ・保健所、市町村及び医療機関の担当者等を対象として、肝炎の正しい知識を持ち、相談、コーディネート等が可能な人材を育成するための研修を実施
- ・肝疾患診療連携拠点病院と連携し、肝疾患専門医療機関をはじめ、地域で肝炎治療を行う医師等を対象とした研修を実施

#### ★肝炎に関する啓発及び知識の普及等

- ・肝炎の正しい知識や検査の必要性等を広く周知するため、効果的な方法を検討し、普及啓発活動を推進
- ・肝炎患者への偏見・差別の解消に向け、国の取組等を踏まえた普及啓発を推進

#### ★相談支援体制の強化等

- ・肝炎患者及びその家族に対する情報提供や、府民に対する肝炎の正しい知識の普及啓発を進めるとともに、京都府立医科大学附属病院に肝疾患相談センター（仮称）を設置するなど、肝疾患診療連携拠点病院の相談支援機能の充実と北部地域の相談体制整備を推進
- ・肝炎患者をはじめ、医療関係団体や行政機関など関係者が一体となり、連携して対策を進めるため、新たに肝炎対策協議会を設置

**成果指標**

- |   |                            |
|---|----------------------------|
| <input type="checkbox"/> 肝炎ウイルス検査の個別勧奨実施市町村 | 15市町村 (23年度) → 全市町村 (29年度) |
| <input type="checkbox"/> 北部相談窓口の設置          | 0 (24年度) → 1 (29年度)        |
| <input type="checkbox"/> 肝炎に関する知識を持つ人材を育成   | 52人 (24年度) → 200人 (29年度)   |

# 平成29年度肝炎対策予算案の概要

平成29年度予算案 153億円 (平成28年度予算額 186億円)  
(インターフェロンフリー分予算を除き 136億円 (平成28年度予算 134億円))

## 基本的な考え方

「肝炎対策基本指針」の改定を踏まえ、肝硬変・肝がんへの移行者を減らすことを目標として、肝炎医療、肝炎ウイルス検査、普及啓発、研究などの「肝炎総合対策」を推進する。

### 1. 肝炎治療促進のための環境整備

70億円 (104億円)  
(インターフェロンフリー減影響△35億円含む)

#### ○ウイルス性肝炎に係る医療の推進

- ・ B型肝炎・C型肝炎のインターフェロン治療、インターフェロンフリー治療及び核酸アナログ製剤治療に係る患者の自己負担を軽減し、適切な医療の確保と受療の促進を図る。

### 2. 肝炎ウイルス検査等の促進

39億円 (38億円)

#### 改 ○肝炎患者の重症化予防の推進

- ・ 利便性に配慮した肝炎ウイルス検査体制を確保し受検を促進する。また、市町村での健康増進事業において、41歳以上での個別勧奨を拡充する。
- ・ 肝炎ウイルス検査陽性者への受診勧奨を行うとともに、定期検査費用の助成措置の拡充により、肝炎患者を早期治療に結びつけ、重症化の予防を図る。

拡充内容 自己負担限度額の軽減 慢性肝炎:3千円 ⇒ 2千円、肝硬変・肝がん 6千円 ⇒ 3千円

#### 新 ○職域検査への取組の促進

- ・ 職域での肝炎ウイルス検査促進のため、保険者等を通じた啓発を行う。

### 3. 肝疾患地域連携体制の強化

6億円 (6億円)

#### 改 ○肝疾患診療地域連携体制の強化

- ・ 都道府県等への助成により、都道府県と肝疾患診療連携拠点病院を中心とした関係機関の連携を強化するとともに、医療従事者や肝炎医療コーディネーター等の人材育成、肝炎患者等への治療や生活、就労の相談支援等を行い、地域における肝疾患地域連携体制の強化を図る。
- ・ 都道府県等が行う先進的事例についてインセンティブ評価を導入し、取組の加速を図る。

#### 改 ○肝炎情報センターによる支援機能の戦略的強化

- ・ 国立国際医療センター肝炎情報センターによる肝疾患診療連携拠点病院への支援機能を強化して、地域の肝疾患医療や患者等の支援の向上を図る。
- ・ 拠点病院が行う先進的事例についてインセンティブ評価を導入し、取組の加速を図る。

### 4. 国民に対する正しい知識の普及

1.6億円 (1.6億円)

#### ○肝炎総合対策推進国民運動 (知って、肝炎プロジェクト) による普及啓発の推進

- ・ 都道府県等や民間企業と連携した多種多様な媒体を活用した効果的な情報発信を通じ、肝炎に関する知識や肝炎ウイルス検査の必要性などをわかりやすく伝える啓発事業を展開する。

### 5. 研究の推進

37億円 (37億円)

- ・ 今年度中間見直しが行われた「肝炎研究10カ年戦略」を踏まえ、B型肝炎の画期的な新規治療薬の開発や肝硬変の病態解明と新規治療法の開発等を目指した実用化研究と肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる行政的な課題を解決するための政策研究を推進する。

(参考) B型肝炎訴訟の給付金などの支給

572億円 (572億円)



## 肝炎対策基本指針 改正のポイント

今回の指針改正における主な変更点(追記、明記、強調した箇所)は以下のとおり。

項 目	改 正 の ポ イ ン ト
基本的な方向	○ 国の肝炎対策の全体的な施策目標として、 <u>肝硬変・肝がんへの移行者を減らすことを目標とし、肝がんの罹患率を出来るだけ減少させることを指標として設定することを追記。</u>
予防	○ B型肝炎ワクチンの定期接種の実施を図ることを追記。
肝炎検査	○ <u>職域での肝炎ウイルス検査について、地方公共団体や拠点病院等と連携し、研究班の成果等も踏まえ、医療保険者、事業主等関係者の理解を得ながら、その促進に取り組むことを強調。</u>
医療提供体制	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 検査陽性者の受診勧奨、フォローアップの取組を一層推進することを強調。</li> <li>○ 肝疾患連携拠点病院は、地域の肝疾患の診療ネットワークの中心的な役割を果たす医療機関として、専門医療機関やかかりつけ医と連携しつつ、良質な肝炎医療の環境を整備するよう取り組むべきことを明確化。</li> <li>○ 肝炎情報センターの基本的な役割(拠点病院等への研修、情報提供、相談支援等、必要な調査や提言等)を明確化。</li> <li>○ 心身等の負担がより少ない治療が可能となったことを踏まえ、働きながら適切な肝炎医療を受けることができるよう、事業主への周知を進めるなど、肝炎患者の就労支援への取組を強化。</li> </ul>

項 目	改 正 の ポ イ ン ト
人材育成	○ 都道府県等における、地域や職域で肝炎の普及啓発や、肝炎ウイルス検査の受検勧奨、陽性者のフォローアップ等の支援を行う肝炎医療コーディネーターなどの人材育成の取組みを強化。
肝炎の調査研究	○ 「肝炎研究10カ年戦略」に基づく肝炎研究(B肝創薬等)を一層推進するとともに、肝炎対策を効果的に実施できるよう行政研究を進めることを明記。
医薬品の研究開発	○ 肝炎治療に係る最近の動向を踏まえ、特にB型肝炎、肝硬変の治療に係る医薬品の開発等に係る研究を促進することを明記。
啓発・人権尊重	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ 国及び地方公共団体が連携し、関係者の協力も得ながら、効果的な普及啓発を行うことを明記。</li> <li>○ これまでの研究成果を元に、肝炎患者等に対する偏見や差別の被害の防止に向けた具体的な方策を検討し、取組を進めることを追記。</li> </ul>
その他重要事項	<ul style="list-style-type: none"> <li>○ <u>肝炎から進行した肝硬変・肝がん患者に対する更なる支援の在り方について、従前の調査研究の結果、新たな治療法の開発状況その他の医療の状況、肝炎医療費助成や重症化予防事業などの施策の実施状況等を踏まえ、検討を進めることを追記。</u></li> <li>○ 国は、都道府県に対して、地域の実情に基づき、医療関係者、患者団体等その他の関係者と協議のうえ、<u>肝炎対策に係る計画、目標の設定を図るよう促すことを追記。</u></li> </ul>

## 肝炎対策の推進に関する基本的な指針

平成 23 年 5 月 16 日策定

平成 28 年 6 月 30 日改正

### 目次

- 第 1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向
- 第 2 肝炎の予防のための施策に関する事項
- 第 3 肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項
- 第 4 肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項
- 第 5 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項
- 第 6 肝炎に関する調査及び研究に関する事項
- 第 7 肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項
- 第 8 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項
- 第 9 その他肝炎対策の推進に関する重要事項

肝炎とは、肝臓の細胞が破壊されている状態であり、その原因は、ウイルス性、アルコール性、自己免疫性等に分類され、多様である。我が国では、B型肝炎ウイルス又はC型肝炎ウイルス（以下「肝炎ウイルス」という。）感染に起因する肝炎患者が肝炎に罹患した者の多くを占めており、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策が喫緊の課題となっている。

近年の国におけるB型肝炎及びC型肝炎に係る対策については、平成 14 年度からのC型肝炎等緊急総合対策の開始、平成十九年度からの都道府県の選定による肝疾患診療連携拠点病院（以下「拠点病院」という。）の整備等の取組を進めてきた。

また、平成 20 年度以降、肝炎の治療促進のための環境整備、肝炎ウイルス検査の促進、肝炎に係る診療及び相談体制の整備、国民に対する肝炎に係る正しい知識の普及啓発並びに肝炎に係る研究の推進の 5 本の柱からなる肝炎総合対策を進めてきた。

さらに、研究分野に関しては、平成 23 年 12 月に、肝炎の専門家からなる肝炎治療戦略会議が「肝炎研究 10 カ年戦略」を取りまとめ、これに基づき肝炎研究に取り組んできたところである。

最近ではC型肝炎の治療が進展し、患者支援が充実されてきた一方で、肝炎ウイルスに感染しているものの自覚のない者が多数存在すると推定されることや、職域での検診等利便性に配慮した検査体制を整備すること、肝炎ウイルスに起因する肝炎、肝硬変又は肝がんに係る医療（以下「肝炎医療」という。）の体制が十分整備されていない地域があること、精密検査や肝炎医療を適切に受診していない肝炎ウイルス検査結果が陽性である者が多数に上ること等、肝炎医療を必要とする者に適切に肝炎医療を提供していくためには、いまだ解決すべき課題が多い。また、肝炎ウイルスの感染

経路等についての国民の理解が十分でないことや、肝炎ウイルス検査を受検する必要性に関する認識が十分でないことに加え、一部では、肝炎ウイルスに持続感染している者（ウイルス性肝炎から進行した肝硬変又は肝がんの患者を含む。以下「肝炎患者等」という。）に対する不当な差別が存在することが指摘されている。さらに、地域の実情に応じた肝炎対策を策定及び実施する地方公共団体における取組がますます重要になってきている。このような状況を改善し、肝炎対策のより一層の推進を図るためには、引き続き、国や地方公共団体のみならず、あらゆる関係者が一体となって、より一層の連携を図ることが必要である。

本指針は、このような現状の下に、肝炎患者等を早期に発見し、また、肝炎患者等が安心して治療を受けられる社会を構築するため、国、地方公共団体等が取り組むべき方向性を示すことにより、肝炎対策のより一層の推進を図ることを目的とし、肝炎対策基本法（平成21年法律第97号）第九条第五項の規定に基づき、平成23年5月に策定された肝炎対策の推進に関する基本的な指針（平成23年厚生労働省告示第160号）について必要な見直しを行うものである。

なお、我が国では、現在、肝炎に罹患した者に占める患者数の多さから、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策が喫緊の課題となっている。このため、本指針においては、B型肝炎及びC型肝炎に係る対策に関する事項を定めるものとする。

## 第1 肝炎の予防及び肝炎医療の推進の基本的な方向

### (1) 基本的な考え方

肝炎（B型肝炎及びC型肝炎をいう。以下同じ。）は、適切な治療を行わないまま放置すると慢性化し、肝硬変や肝がんといったより重篤な病態に進行するおそれがある。このため、肝炎患者等が生活する中で関わる全ての者が肝炎に対する理解を深め、これらの者の協力の下、肝炎患者等が安心して生活できる環境づくりに取り組むことが必要である。したがって、国は、地方公共団体、医療関係者等と連携し、肝炎ウイルス検査の受検促進、検査結果が陽性である者のフォローアップや肝炎患者等の早期かつ適切な肝炎医療の受診の促進等の肝炎総合対策を推進することにより、肝硬変又は肝がんへの移行者を減らすことを目標とし、肝がんのり患率をできるだけ減少させることを指標として設定する。

また、肝炎対策は、肝炎患者等を含めた国民の視点に立ち、国民の理解及び協力を得て、肝炎患者等を含む関係者が一体となって、連携して対策を進めることが重要である。

なお、国及び地方公共団体が肝炎対策を実施するに当たっては、その目標、具体的な指標等を設定し、定期的にその達成状況を把握し、必要に応じて施策の見直しを検討することが重要である。

### (2) 肝炎ウイルス検査の更なる促進

肝炎ウイルスの感染経路は様々であり、個々人が肝炎ウイルスに感染した可

能性があるか否かを一概に判断することは困難であることから、全ての国民が、少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検する必要があると考えられる。特に、肝炎ウイルス検査を受けたことがない人が、自らの健康や生命に関わる問題であることを認識し、できる限り早期に受検するとともに、その結果を認識し、検査結果に応じた受診等の行動につながるようにすることが重要である。

このため、肝炎ウイルス検査の受検体制を整備し、受検の勧奨を行うことが必要であるが、特に、引き続き、地方公共団体等による検査以外に職域において検査を受けられる機会を確保する等の取組を進めるとともに、検査結果が陽性である者の早期かつ適切な受診を促すためのフォローアップ体制の整備にも、併せて取り組んでいくことが必要である。

### (3) 適切な肝炎医療の推進

肝炎患者等の健康保持のためには、個々の状況に応じた適切な治療を受けることが重要である。

肝炎患者等に対し、病態に応じた適切な肝炎医療を提供するためには、専門的な知識や経験が必要であるため、個々の肝炎患者等は、肝炎医療を専門とする医療機関（以下「専門医療機関」という。）において治療方針の決定を受けることが望ましい。

また、専門医療機関において治療方針の決定を受けた肝炎患者等は、継続して適切な治療を受けることが必要である。

このため、肝炎患者等が、居住地域にかかわらず適切な肝炎医療を受けられるよう、地域の特性に応じた肝疾患診療体制を構築するため、拠点病院が中心となって、専門医療機関等の治療水準の向上、かかりつけ医を含む地域の医療機関との連携の強化等を図る必要がある。

また、肝炎ウイルスを排除し又はその増殖を抑制する抗ウイルス療法（肝炎の根治目的で行うインターフェロン治療及びインターフェロンフリー治療又はB型肝炎の核酸アナログ製剤治療をいう。以下同じ。）については、肝硬変や肝がんといった、より重篤な病態への進行を予防し、又は遅らせることが可能である。また、抗ウイルス療法は、結果的にウイルス量が低減することにより二次感染の予防につながるという側面もある。このため、引き続き、抗ウイルス療法に対する経済的支援に取り組み、その効果を検証していく必要がある。

### (4) 肝炎医療をはじめとする研究の総合的な推進

肝炎は国内最大級の感染症であり、感染を放置すると肝硬変や肝がんといった重篤な病態に進行する。このため、肝炎医療の水準の向上等に向けて、肝炎に関する基礎、臨床及び疫学研究等を総合的に推進する必要がある。

また、肝炎患者等の負担軽減に資するよう、肝炎対策を総合的に推進するた

めの基盤となる行政的な課題を解決するために必要な研究についても、現状を踏まえて進める必要がある。

(5) 肝炎に関する正しい知識の更なる普及啓発

肝炎ウイルスは、感染しても自覚症状に乏しいことから、感染に気付きにくく、また、感染を認識していても、感染者が早急な治療の必要性を認識しにくい。このため、国民一人一人が感染によるリスクを自覚した対応を図るよう、肝炎についての正しい知識を持つための更なる普及啓発に取り組む必要がある。

さらに、肝炎患者等に対する不当な差別を解消し、また、感染経路についての知識不足による新たな感染を予防するためにも、肝炎についての正しい知識を普及し、これにより肝炎患者等に関わる者が適切な対応を行うことができるようにすることが必要である。

(6) 肝炎患者等及びその家族等に対する相談支援や情報提供の充実

肝炎患者等及びその家族等の多くは、肝炎が肝硬変や肝がんといった、より重篤な病態へ進行することに対する将来的な不安を抱えている。また、治療における副作用等、治療開始前及び治療中において、精神的な負担に直面することも多い。このため、こうした肝炎患者等及びその家族等の不安や精神的負担の軽減に資するため、肝炎患者等及びその家族等への相談支援を行う必要がある。

また、肝炎患者等及びその家族等を含む国民の視点に立った分かりやすい情報提供について、引き続き取組を推進する必要がある。

## 第2 肝炎の予防のための施策に関する事項

(1) 今後の取組の方針について

感染経路についての知識不足による新たな感染を予防するため、全ての国民に対して肝炎についての正しい知識を普及することが必要である。

また、国は、地方公共団体に対して、妊婦に対するB型肝炎抗原検査を妊婦健康診査の標準的な検査項目として示すほか、各医療機関において、当該検査の結果が陽性であった妊婦から出生した乳児に対するB型肝炎ワクチンの接種等の適切な対応が行われるよう指導を求める等のB型肝炎母子感染予防対策を講じており、これらの対策の効果検証を行うとともに、引き続きこの取組を進める。

さらに、B型肝炎の感染はワクチンによって予防可能であることから、水平感染防止の手段の一つとして、B型肝炎ワクチンの定期接種を推進していく。

(2) 今後取組が必要な事項について

ア 国は、肝炎ウイルスへの新たな感染の発生を防止するために作成された日

常生活上の感染予防の留意点を取りまとめた啓発用の資材や、高齢者施設及び保育施設における感染予防ガイドラインについて、地方公共団体等と連携を図りながら、普及啓発を進めるとともに、これらがより一層活用されるような方策を検討する。

イ 国は、ピアスの穴あけ等血液の付着する器具の共有を伴う行為や性行為等、感染の危険性のある行為に興味を抱く年代に対して、肝炎についての正しい知識と理解を深めるための普及啓発を進めるとともに、その推進方策について、地方公共団体、学校教育関係者、患者団体等の様々な関係者と連携し検討を進める。

ウ 国及び地方公共団体は、医療従事者等の感染のリスクの高い集団を中心として、B型肝炎ワクチンの有効性、安全性等に関する情報提供を行う。

エ 国は、地方公共団体と協力して、B型肝炎ワクチンの定期接種の実施を図る。

### 第3 肝炎検査の実施体制及び検査能力の向上に関する事項

#### (1) 今後の取組の方針について

肝炎ウイルスの感染状況を本人が把握するための肝炎ウイルス検査については、医療保険者や事業主等の多様な実施主体において実施されていることや、プライバシーに配慮して匿名で実施されている場合があること等から、当該検査の受検状況の実態を把握することは困難な状況にある。

しかしながら、肝炎ウイルス検査体制の整備及び普及啓発を効果的に実施するためには、施策を行う上での指標が必要であることから、地方公共団体での肝炎ウイルス検査の受検者数等の肝炎ウイルス検査の実施状況を把握するための調査及び研究が引き続き必要である。

また、肝炎ウイルス検査の未受検者や、受検しているが検査結果を正しく認識していない者等、感染の事実を認識していない肝炎患者等が多数存在することが推定される。このため、感染経路は様々であり、本人の自覚なしに感染している可能性があることを含めて、肝炎に関する正しい知識の普及啓発を行い、全ての国民が少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検することが必要であることを周知する。

また、研究の成果も踏まえ、受検者の利便性に配慮して肝炎ウイルス検査を受検できる体制の整備等を引き続き進めるとともに、施策の効果を検証するための研究を推進する必要がある。

また、受検率の向上に当たっては、肝炎ウイルス検査等を勧める肝炎医療コーディネーターやITの活用等、現場の状況に応じた対応を図っていくことが重要である。

さらに、肝炎ウイルス検査の結果について、受検者各自が正しく認識できるよう、肝炎の病態等に係る情報提供を行うとともに、肝炎医療に携わる者に対し、肝炎ウイルス検査に関する最新の知見についての研修や情報提供を適切に

行う必要がある。

(2) 今後取組が必要な事項について

- ア 国は、国民の肝炎ウイルス検査に係る受検率や検査後の受診状況等について把握するための調査及び研究を引き続き行う。
- イ 国は、現在、地方公共団体が実施主体となっていて行っている肝炎ウイルス検査について、地方公共団体に対し、引き続き、検査の実施とその体制の整備を要請する。地方公共団体は、例えば肝炎医療コーディネーター等を活用した普及啓発等の個別の受検勧奨等を進めるとともに、医療機関への委託検査や出張型検診等、利便性に配慮した体制の整備を図る。国は、これらの地方公共団体の取組に対して、研究班での成果等を踏まえ必要な支援を行う。
- ウ 国及び地方公共団体は、相互に協力して、肝炎ウイルス検査に関する効果的な広報に取り組む。あわせて、肝炎ウイルス検査の受検について、職域において健康管理に携わる者や、医療保険者、事業主等の関係者を通じ、職域において受検勧奨が行われるような取組を図る。
- エ 国は、多様な検査機会の確保の観点から、健康保険法（大正 11 年法律第 70 号）に基づき行われる健康診査等及び労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）に基づき行われる健康診断時に併せて肝炎ウイルス検査が実施されるよう、地方公共団体や拠点病院等と連携し、研究班の成果等も踏まえ、医療保険者や事業主等の関係者の理解を得て、その促進に取り組む。
- また、医療保険者や事業主が肝炎ウイルス検査を実施する場合の検査結果について、プライバシーに配慮した適正な通知と取扱いがなされるよう、医療保険者及び事業主に対して引き続き周知を行う。
- オ 国、国立研究開発法人国立国際医療研究センター肝炎・免疫研究センター肝炎情報センター（以下「肝炎情報センター」という。）、地方公共団体、拠点病院等は、相互に連携を図りながら、肝炎ウイルス検査の受検前及び結果通知時において、受検者各自が、病態、治療及び予防について正しく認識できるよう、肝炎の病態、治療及び予防に関する情報について、受検者等への普及啓発を行う。
- カ 国及び地方公共団体は、肝炎情報センター及び拠点病院の協力を得ながら、医療機関に対し、手術前等に行われる肝炎ウイルス検査の結果について、例えば電子カルテによるシステムを利用する等により、受検者に適切に説明を行うよう依頼する。医療機関は、肝炎ウイルス検査の結果について確実に説明を行い、受診につなげるよう取り組む。
- キ 国、肝炎情報センター、地方公共団体及び拠点病院は、肝炎ウイルス検査実施機関において適切な検査が実施されるよう、保健所や医療機関の従事者に対して、最新の知見を踏まえた肝炎検査及び肝炎医療に関する研修の機会を提供する。また、研修の実施機関は、研修の実施状況について、適宜、国や都道府県に報告する。

#### 第4 肝炎医療を提供する体制の確保に関する事項

##### (1) 今後の取組の方針について

肝炎ウイルス検査の結果、診療が必要と判断された者が医療機関で受診しない、また、たとえ医療機関で受診しても、必ずしも適切な肝炎医療が提供されていないという問題点が指摘されている。

このため、全ての肝炎患者等が継続的かつ適切な肝炎医療を受けられるよう、国が示す地域の肝疾患連携体制のあり方に基づき、拠点病院は、専門医療機関及びかかりつけ医との協働による地域での肝炎診療ネットワークの構築をさらに進める必要がある。また、拠点病院等の支援を行うため、肝炎情報センターは、肝炎医療に携わる者に対する研修の実施や情報提供、相談支援等を行うとともに、必要な調査や提言等を行う。

また、地域や職域において健康管理に携わる者を含めた関係者の協力を得ながら、肝炎患者等に対する受診勧奨及び肝炎ウイルス検査後のフォローアップに関する取組を推進することにより、肝炎患者等の適切な医療機関への受診につなげる必要がある。あわせて、精密検査の受診率の把握にも取り組む必要がある。

さらに、これらの取組については、居住する地域にかかわらず適切な肝炎医療を等しく受けることができる肝疾患診療体制の確保を目指し、都道府県の実情に応じて推進する必要がある。また、その実施状況を把握し、効果的であるか適宜検証を行いながら実施する必要がある。

また、心身等への負担がより少ない治療が可能となったことや、「事業場における治療と職業生活の両立支援のためのガイドライン」等を踏まえ、肝炎患者等が、働きながら継続的に治療を受けることができるよう、事業主、職域において健康管理に携わる者及び労働組合をはじめとした幅広い関係者の理解及び協力を得られるように啓発を行う必要がある。また、就労支援に関する取組について、肝炎患者の就労に関する総合支援モデル事業の成果も活かしつつ、その推進を図る必要がある。

また、肝炎患者等の経済的負担軽減のための抗ウイルス療法に係る肝炎医療費助成の実施、重症化予防のための定期検査費用助成の実施、肝炎医療に係る諸制度の周知及び新たな抗ウイルス療法に関する情報を全国に適切に提供することにより、肝炎の早期かつ適切な治療を推進する。

##### (2) 今後取組が必要な事項について

ア 国は、地方公共団体、医療機関等と連携して、肝炎患者等が個々の病態に応じた適切な肝炎医療を受けられるよう、肝炎ウイルス検査後のフォローアップや受診勧奨等に取り組むとともに、地域や職域において中心となって活動できる肝炎医療コーディネーターの育成を推進する。この際、国は、肝炎情報センターとともに、研究の成果等を踏まえた必要な技術的支援等を実施する。



また、都道府県等は、肝炎に対する情報提供や、拠点病院、専門医療機関及びかかりつけ医の連携等に資するため、例えば肝炎の病態、治療方法、肝炎医療に関する制度等の情報を取りまとめた手帳等の作成、配布及び活用の促進等を行う。国は、各都道府県等の取組を情報収集し、必要な情報提供を行う等、こうした都道府県等の取組を支援する。

イ 拠点病院は、都道府県での肝疾患の診療ネットワークの中心的な役割を果たす医療機関として、地方公共団体と協力して、他の専門医療機関やかかりつけ医と連携しつつ、肝炎患者等が地域で良質かつ適切な肝炎医療を受けられる環境を整備するよう取り組む。国、都道府県及び肝炎情報センターは、こうした拠点病院の取組に対して必要な支援を行う。

ウ 都道府県は、肝炎対策の推進に係る計画等を通じ、拠点病院等と協力しながら、肝炎医療の推進に取り組む。

エ 都道府県は、地域の肝炎対策を推進するため、行政、医療関係者、肝炎患者等その他の関係者で協議を行う場を設けるとともに、その適切な実施及び運営を図ることが重要である。

オ 国は、肝炎情報センターと連携して、地域や職域において健康管理に携わる者が肝炎患者等に対して提供するために必要な情報を取りまとめるとともに、地方公共団体、拠点病院等が、こうした情報を医療保険者、事業主等へ提供できるよう、技術的支援等を行う。あわせて、国は、健康管理に携わる者を通して、肝炎患者等に対し適切な情報提供が図られるような取組を推進する。

カ 肝炎情報センターは、拠点病院の医療従事者等を対象にした効果的な研修や情報提供を進める。また、拠点病院は、肝炎医療に携わる者への研修等を行うとともに、地域での肝炎診療ネットワークの構築がさらに進むよう取り組む。国及び都道府県は、肝炎情報センター及び拠点病院のこれらの取組に対して必要な支援を行う。

キ 国は、研究班の成果や各地域での取組を踏まえつつ、地域の特性に応じ、肝炎患者等が適切な医療を受けられる診療連携体制の強化のための取組を支援する。

ク 国は、肝炎への理解を図るための知識や取組事例等を踏まえた肝炎患者等に対する望ましい配慮のあり方について、事業主等に対して分かりやすく啓発するための検討を行う。国は、その成果を活用し、地方公共団体及び拠点病院とも連携しながら、事業主等へ普及啓発を行う。

ケ 国は、就労を維持しながら適切な肝炎医療を受けることができる環境の整備等について、各事業主団体に対し、協力を要請する。

加えて、国、地方公共団体、拠点病院等は、心身等への負担がより少ない治療が可能となったことを踏まえ、働きながら適切な肝炎医療を受けることができるよう、必要に応じて職域において健康管理に携わる者等の協力を受けながら、事業主等に対して肝炎に関する啓発等を行う。

- コ 国は、肝炎医療費助成、定期検査費用助成、高額療養費制度等の肝炎医療に関する制度をはじめ、傷病手当金、障害年金、身体障害者手帳等の肝炎患者等に関係する制度について、肝炎情報センター、地方公共団体、拠点病院の肝炎患者相談センター等を通じて肝炎患者等に対して必要な情報提供を行うことにより、これらの制度の活用が図られるようにする。
- サ 肝炎情報センターは、肝炎医療に係る最新情報、拠点病院、専門医療機関等の情報及び拠点病院等において対応可能である新たな抗ウイルス療法も含めた肝炎医療の内容に関して情報収集を行い、肝炎情報センターのホームページに分かりやすく掲載すること等により、可能な限り迅速に周知を図る。
- シ 肝炎患者等への相談対応について、都道府県及び拠点病院は、地域の実情に応じて適切な体制を整備する。

## 第5 肝炎の予防及び肝炎医療に関する人材の育成に関する事項

### (1) 今後の取組の方針について

肝炎ウイルスへの新たな感染を防止し、肝炎医療の水準を向上させるためには、肝炎の予防及び医療に携わる人材の育成が重要である。

このため、肝炎ウイルスへの新たな感染の発生の防止に資するよう、肝炎の感染予防について知識を持つ人材を育成するとともに、肝炎ウイルス感染が判明した後に適切な肝炎医療に結びつけるための人材を育成する必要がある。

また、肝炎医療に携わる者が、最新の肝炎検査に関する知見を修得することは、適切な治療方針の決定や患者に対する確かな説明を行う上で非常に重要であるため、肝炎情報センター及び拠点病院が中心となって、肝炎医療に携わる者の資質向上を図る必要がある。

さらに、肝炎医療に限らず肝炎患者等が直面する諸課題に対応できる人材の育成、確保等を図ることが必要である。

### (2) 今後取組が必要な事項について

ア 国は、肝炎ウイルスへの新たな感染の発生を防止するために作成された日常生活上の感染予防の留意点を取りまとめた啓発用の資材や、高齢者施設及び保育施設における感染予防ガイドラインについて、地方公共団体等と連携を図りながら、普及啓発を進めるとともに、これらがより一層活用されるような方策を検討する。

イ 地方公共団体は、国、拠点病院等と連携して、地域や職域において肝炎の普及啓発、受検勧奨や肝炎ウイルス検査後のフォローアップ等の支援を進める肝炎医療コーディネーター等の人材の育成に取り組む。この際、肝炎医療コーディネーターの基本的な役割や活動内容等について、国が示す考え方を踏まえ、都道府県等においてこれらを明確にした上で育成を進めることが重要である。

ウ 国、肝炎情報センター、地方公共団体及び拠点病院は、肝炎ウイルス検査実施機関において適切な検査が実施されるよう、保健所や医療機関の従事者に対して、最新の知見を踏まえた肝炎検査及び肝炎医療に関する研修の機会を提供する。また、研修の実施機関は、研修の実施状況について、適宜、国や都道府県に報告する。

エ 肝炎情報センターは、拠点病院の医療従事者等を対象にした効果的な研修や情報提供を進める。また、拠点病院は、肝炎医療に携わる者への研修等を行うとともに、地域での肝炎診療ネットワークの構築がさらに進むよう取り組む。国及び都道府県は、肝炎情報センター及び拠点病院のこれらの取組に対して必要な支援を行う。

## 第6 肝炎に関する調査及び研究に関する事項

### (1) 今後の取組の方針について

肝炎研究については、これまでの成果を肝炎対策に適切に反映するため、研究実績を総合的に評価、検証するとともに、今後、行政的な課題を解決するために必要な研究を実施していく必要がある。

また、「肝炎研究10カ年戦略」に基づき、特に、B型肝炎や肝硬変に対する医薬品や治療法の開発等、肝炎医療の進捗を踏まえた研究内容の重点化を図るとともに、国立研究開発法人日本医療研究開発機構（以下「AMED」という。）と協力しながら、研究実績を総合的に評価及び検証する。

また、肝炎対策を総合的に推進するための基盤となる肝炎研究を推進するとともに、将来の肝炎研究を担う若手研究者の育成を行い、肝炎研究の人的基盤の拡大を目指す。

さらに、肝炎研究について、国民の理解を得られるよう、必要に応じてAMEDの協力を得ながら、分かりやすい情報発信を推進する必要がある。なお、研究成果の公表に当たっては差別や偏見を招くことのないよう、十分に配慮するものとする。

### (2) 今後取組が必要な事項について

ア 国は、B型肝炎の創薬実用化研究を盛り込んだ「肝炎研究10カ年戦略」に基づく肝炎研究を一層推進するとともに、その研究成果について評価及び検証を行い、肝炎対策推進協議会に報告する。

イ 国は、肝炎研究分野において、若手研究者の人材育成を積極的に行う。

ウ 国は、肝炎対策の推進に資することを目的に、肝炎ウイルスへの新たな感染の発生防止に資する研究、肝炎ウイルス検査受検促進及び検査結果が陽性である者への効率的なフォローアップに関する研究、医療機関において行われる肝炎ウイルス検査の結果の説明及び情報提供の確実な実施に関する研究、地域における病診連携の推進に資する研究、職域における肝炎患者等に対する望ましい配慮の在り方に関する研究、肝硬変、肝がん等の病態別の実

態を把握するための研究、肝炎患者等に対する偏見や差別並びにその被害の防止に資する研究等の行政的な課題を解決するための研究を「肝炎研究10カ年戦略」に位置付け、これらの研究を実施する。

エ 国は、肝炎研究について国民の理解を得られるよう、当該研究の成果について分かりやすく公表し、周知を図る。

## 第7 肝炎医療のための医薬品の研究開発の推進に関する事項

### (1) 今後の取組の方針について

肝炎治療に係る最近の動向を踏まえ、特にB型肝炎、肝硬変の治療に係る医薬品の開発等に係る研究が促進され、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）の規定に基づく製造販売の承認が早期に行われるよう、治験及び臨床研究を推進する。さらに、肝炎医療のための医薬品を含めた、特に医療上必要性が高い医薬品及び医療機器が速やかに医療現場に導入されるよう、審査の迅速化等の必要な措置を講じる必要がある。

### (2) 今後取組が必要な事項について

ア 国は、肝炎医療の医療水準の向上等に資する新医薬品の開発等に係る研究を推進する。

イ 国は、肝炎医療に係る新医薬品を含めた医薬品開発等に係る治験及び臨床研究を推進する。

ウ 国は、肝炎医療に係る新医薬品、新医療機器等について、優れた製品を迅速に医療の現場に提供できるよう、有効性及び安全性に関する審査体制の充実強化等を図る等承認審査の迅速化や質の向上に向けた取組を推進する。

エ 国は、肝炎医療に係る新医薬品等のうち、欧米諸国で承認等されているが国内で未承認の医薬品等であって医療上必要性が高いと認められるものについて、関係企業に治験実施等の開発要請の取組を行う。

オ 国は、肝炎医療に係る新医薬品等のうち、医療上の有用性等の要件を満たす医薬品については、優先して承認審査を進める。

## 第8 肝炎に関する啓発及び知識の普及並びに肝炎患者等の人権の尊重に関する事項

### (1) 今後の取組の方針について

肝炎に係る正しい知識については、いまだ国民に十分に浸透したとは言えない状況にある。こうした中において、特定の血液凝固因子製剤や集団予防接種により感染が拡大した経緯も踏まえ、肝炎ウイルス検査の受検を勧奨し、また、肝炎ウイルスの新たな感染を予防するためには、全ての国民に対して、肝炎の予防、病態及び治療に係る正しい理解が進むよう普及啓発及び情報提供を推進する必要がある。

また、早期に適切な治療を促すため、肝炎患者等が肝炎の病態及び治療に係る正しい知識を持つことができるよう、普及啓発及び情報提供を積極的に

行うとともに、肝炎患者等の人権を守るため、肝炎患者等が不当な差別を受けることなく、社会において安心して暮らせる環境づくりを目指し、肝炎患者等とその家族等、医療従事者、事業主等の関係者をはじめとした全ての国民が、肝炎について正しい知識を持つための普及啓発を推進する必要がある。

(2) 今後取組が必要な事項について

ア 国、地方公共団体等は、毎年七月の世界肝炎デー、日本肝炎デー及び肝臓週間において、肝炎に関する集中的な普及啓発を行う等の取組を行う。あわせて、国及び地方公共団体が連携し、医療関係者、関係学会、事業主、肝炎患者等その他の関係者の協力も得ながら、効果的な普及啓発を行う。

イ 国は、地方公共団体と連携しながら、あらゆる世代の国民が肝炎に係る正しい知識を持つよう、一層強力に普及啓発を行う。

ウ 近年、我が国における感染事例の報告が増加してきているジェノタイプAのB型肝炎ウイルスによる急性肝炎は、成人期の感染でも肝炎が遷延して慢性化しやすいことに鑑み、国及び地方公共団体は、国民に対し、母子感染や乳幼児期の水平感染に加えて、ピアスの穴開けやタトゥー（刺青）、性行為等により感染する可能性があり、予防策を講じる必要があること等、必要な普及啓発を行う。

エ 国は、ピアスの穴あけ等血液の付着する器具の共有を伴う行為や性行為等、感染の危険性のある行為に興味を抱く年代に対して、肝炎についての正しい知識と理解を深めるための普及啓発を進めるとともに、その推進方策について、地方公共団体、学校教育関係者、患者団体等の様々な関係者と連携し検討を進める。

オ 国及び地方公共団体は、肝炎患者等への受診勧奨を行うため、必要に応じて肝炎情報センター、拠点病院等と連携し、医療保険者、医師その他の医療従事者の団体、職域において健康管理に携わる者の団体、事業主団体等の協力を得て、誰もが肝炎ウイルスに感染する可能性があることや肝炎検査と早期受診の必要性等、肝炎についての基本的な理解を得られるように取組を行う。

カ 国は、就労を維持しながら適切な肝炎医療を受けることができる環境の整備等について、各事業主団体に対し、協力を要請する。

加えて、国、地方公共団体、拠点病院等は、心身等への負担がより少ない治療が可能となったことを踏まえ、働きながら適切な肝炎医療を受けることができるよう、必要に応じて職域において健康管理に携わる者等の協力も受けながら、事業主等に対して肝炎に関する啓発等を行う。

キ 国及び肝炎情報センターは、地域の医療機関が肝炎に係る情報提供を受けられるよう、拠点病院等に対し適切な研修や情報提供等を行うものとする。

ク 肝炎患者等に対する適切な相談支援を図るため、都道府県及び拠点病院は、相互に連携の上、市町村、医療機関等の関係者の協力を得ながら、拠点

病院の肝疾患相談センターも含めた窓口の設置状況等の周知を図る。

ケ 国は、医療保険者や事業主が肝炎ウイルス検査を実施する場合の検査結果について、プライバシーに配慮した適正な通知と取扱いがなされるよう、医療保険者及び事業主に対して引き続き周知を行う。

コ 国は、肝炎患者等に対する偏見や差別の被害の防止に向け、これまでの研究成果を元に、具体的な方策を検討し、取組を進める。

サ 偏見や差別に関する問題事案について、法務局や地方公共団体の人権相談窓口等で相談に応じていることから、国、地方公共団体等において、必要に応じ当該窓口等の情報提供を行う。

## 第9 その他肝炎対策の推進に関する重要事項

### (1) 肝炎患者等及びその家族等に対する支援の強化及び充実

#### ア 今後の取組の方針について

肝炎患者等及びその家族等が、肝炎医療を受けながら、生活の質の向上を図ることができるよう、肝炎患者等やその経験者との協働を図りながら、引き続き相談及び情報提供等の支援体制の充実を図り、精神面でのサポート体制を強化する。また、肝炎患者等が不当な差別を受けた場合、肝炎患者等一人一人の人権を尊重し、不当な差別を解消するため、適切な対応を講じることができる体制づくりを進める必要がある。

#### イ 今後取組が必要な事項について

(ア) 都道府県、拠点病院等は、肝炎患者等及びその家族等の不安を軽減するための情報提供に努めるとともに、肝炎患者等及びその家族等と、医師をはじめとした医療従事者とのコミュニケーションの場を提供することが重要である。国及び肝炎情報センターは、都道府県等のこうした取組に対して、必要な技術的支援を行う。

(イ) 肝炎情報センターは、拠点病院の相談員が必要とする情報について整理し、適切に情報提供を行うようにする。

(ウ) 偏見や差別に関する問題事案について、法務局や地方公共団体の人権相談窓口等で相談に応じていることから、国、地方公共団体等において、必要に応じ当該窓口等の情報提供を行う。

### (2) 肝硬変及び肝がん患者に対する更なる支援の在り方

肝炎から進行した肝硬変及び肝がんは、根治的な治療法が少なく、また、患者の高齢化が進んでいる現状がある。このため、肝硬変及び肝がん患者の不安を軽減するために、以下の取組を講じるものとする。

ア 国は、肝硬変及び肝がんを含む肝疾患について、「肝炎研究10カ年戦略」に基づく研究を推進する。あわせて、肝炎情報センター、拠点病院等は、肝硬変及び肝がんを含む肝疾患に係る肝炎医療の水準の向上等を図るため、医療従事者への研修及び情報提供等を推進する。

- イ 都道府県、拠点病院等は、肝炎から進行した肝硬変及び肝がん患者を含む肝炎患者等及びその家族等の不安を軽減するための情報提供に努めるとともに、肝炎患者等及びその家族等と、医師をはじめとした医療従事者とのコミュニケーションの場を提供することが重要である。国及び肝炎情報センターは、都道府県等のこうした取組に対して、必要な技術的支援を行う。
- ウ 平成 22 年度から、一定の条件の下、身体障害者福祉法（昭和 24 年法律第 283 号）における身体障害として、新たに肝臓機能障害の一部について、障害認定の対象とされ、平成 28 年度よりその対象を広げたところであり、その認定状況の把握を行う。障害認定を受けた者の肝臓移植、肝臓移植後の抗免疫療法とそれらに伴う医療については、自立支援医療（更生医療）の対象となっており、引き続き当該措置を継続する。
- エ 国は、肝炎から進行した肝硬変及び肝がん患者に対する更なる支援の在り方について、従前の調査研究の結果、新たな治療法の開発状況その他の医療の状況、肝炎医療費助成や重症化予防事業等の施策の実施状況等を踏まえ、検討を進める。

### (3) 地域の実情に応じた肝炎対策の推進

- ア 都道府県においては、肝炎対策基本法の趣旨に基づき、都道府県単位での肝炎対策を推進するための計画を策定する等、地域の実情に応じた肝炎対策を講じるための体制を構築し、管内市区町村、拠点病院をはじめとした医療関係者、肝炎患者等及びその他の関係者と連携して肝炎対策を推進することが望まれる。このため、国は、都道府県に対して、地域の実情に基づき、これらの関係者と協議のうえ、肝炎対策に係る計画及び目標の設定を図るよう促す。また、都道府県は、その実施状況の把握、評価及び見直しを実施することが重要である。

また、地方公共団体は、積極的に、国をはじめとする他の行政機関との連携を図りつつ肝炎対策を講じることが望まれる。この際、地域の実情に応じ、保健所等の活用を図ることも重要である。

なお、国及び肝炎情報センターは、地方公共団体が行うこれらの取組に対し、必要に応じ技術的支援等を行う。

- イ 国及び肝炎情報センターは、都道府県間での肝炎医療の均てん化に資するよう、その実施状況に鑑み、適切な情報提供や助言を地方公共団体、拠点病院等に対して行うものとする。

### (4) 国民の責務に基づく取組

肝炎対策基本法第六条の規定に鑑み、肝炎対策は、肝炎患者等とその家族等を含めた国民が主体的かつ積極的に活動する必要がある、以下の取組を進めることが重要である。

- ア 肝炎は放置すると肝硬変や肝がんという重篤な病態へと進展する可能性

があり、各人の健康保持及び生命に重大な影響をもたらし得る疾病であることを十分認識して、国民一人一人が、少なくとも一回は肝炎ウイルス検査を受検し、自身の肝炎ウイルス感染の有無を確認するとともに、必要に応じて精密検査の受診等の適切な行動を起こすよう努めること。

イ 国民一人一人が、肝炎ウイルスへの新たな感染の可能性がある行為について正しい知識を持ち、新たな感染が生じないよう適切に行動すること。また、肝炎ウイルスの感染に関する知識が不足していること等により、肝炎患者等に対する不当な差別や、それに伴う肝炎患者等の精神的な負担が生じることのないよう、正しい知識を身に付け、適切な対応に努めること。

(5) 肝炎対策基本指針の見直し及び定期報告

肝炎対策基本法第9条第5項においては、「厚生労働大臣は、肝炎医療に関する状況の変化を勘案し、及び肝炎対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも5年ごとに、肝炎対策基本指針に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。」とされている。

本指針は、肝炎を巡る現状を踏まえ、肝炎対策を総合的に推進するために基本となる事項について定めたものである。本指針に定める取組に関し、国は、国、地方公共団体等における取組の状況について、定期的に調査及び評価を行い、肝炎を巡る状況変化を的確に捉えた上で、必要があるときは、改正から5年を経過する前であっても、本指針について検討を加え、改正するものとする。なお、本指針に定められた取組の状況について、国は肝炎対策推進協議会に定期的に報告するものとする。